

Shell HFC Fluid

シェル HFC フルード

ー高性能 水-グリコール型不燃性作動油ー

シェル HFC フルード は、耐火性を必要とする製鉄・製鋼設備、ダイカストマシン、鍛造プレス、および火災に対する安全性を重視する室内施設（例えば、遊戯設備、舞台装置など）などの油圧装置の油圧作動油として最適です。

シェル HFC フルード は、水およびグリコールを基材とし、これに耐摩耗剤、さび止め剤など、作動油に必要な添加剤を適正に配合したバランスのとれた高性能水-グリコール型不燃性作動油です。

■シェル HFC フルード の特徴

1. 優れた耐摩耗性

シェル HFC フルード には、厳選された耐摩耗剤が添加されていますので、優れた耐摩耗性を示し、油圧機器の寿命を延長します。

2. 非鉄金属類に対する優れた安定性

シェル HFC フルード は、非鉄金属類に対する安定性が優れていますので、スラッジを生成しにくく、バルブ類などに殆んど影響を与えません。

3. 優れた消泡性

シェル HFC フルード は、キャビテーションエロージョンの原因である泡の発生を抑え、また万一発生した泡は容易に消えます。

4. 優れた鉱油分離性

シェル HFC フルード は、混入した鉱油を直ちに分離して液上に浮遊させ、鉱油の除去を容易にします。

5. 優れたさび防止性

シェル HFC フルード には、厳選したさび止め剤を添加していますので、タンク液面下および液面上部のさび発生を防止します。

6. 優れたせん断安定性

シェル HFC フルード は、優れたせん断安定性を有しているため、長時間高圧運転しても粘度低下が少なく、極めて安定な性状を維持します。

7. 消防法上 非危険物

シェル HFC フルード 代表性状							
油種	項目	密度 (15℃) g/cm ³	水分 wt%	流動点 ℃	色	粘度 mm ² /s @40℃	予備 アルカリ 度
シェル HFC フルード		1.055	42.1	−40.0	赤色	46	10.3 20

*代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変更場合があります。(2016-01)

**シェル HFC フルードは、非危険物です。

シェル HFC フルード の販売荷姿 ： 200Lドラム 20L ペール缶

■ 使用上の留意点

1. 水を含むため蒸気圧が高く、特に 60℃近くからの水の蒸発が急激に多くなるため使用時は最悪でもタンク油温を 60℃以下に維持してください。
2. 作動液と接触する部分（タンク内面など）には塗料を使用しないでください。又、外装の塗料としては、エポキシ樹脂系のものをおすすめします。
3. シール材は通常鉱油系に使われるもので良いが、ポリウレタン系、セルローズ系、皮・紙などは使用出来ません。
4. アルカリ性であるため取扱い上手荒れなどに注意してください。又、気化性防錆剤を含むため密閉されたタンクや室内では換気に十分配慮してください。

・機械および潤滑油を長持ちさせるため、新油をタンクに張り込む前に必ず装置のフラッシングを行ない、内部及び潤滑箇所を清浄にするとともに、使用中も異物が混入しないように機器のメンテナンスに充分留意してください。

また、他銘柄との混合使用は油の性能低下をきたすことが考えられますのでできるだけ避け、止むを得ない場合は、時期をみて早めに一度全量交換することをおすすめします。

・ご使用にあたっては、事前に安全データシート (SDS) をご覧ください。

・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけではなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

※本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意 ▼下記の注意事項に従ってお取扱ください。

＜＜取り扱い上の注意＞＞	
[安全対策]	・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
[応急措置]	・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
[保管]	・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
[廃棄]	・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.1. 2017.11.1